静岡県告示第715号

建設関連業務の委託に係る入札参加資格審査申請書等の提出の時期、方法その他必要な事項(平成18年静岡県告示第404号)の一部を次のように改正する。

令和7年11月11日

静岡県知事 鈴木康友

第	1	(略)

1 (略)

(1) (略)

ア 電子申請(ふじのくに電子申請システム(以下「システム」という。)を使用した申請 をいう。以下同じ。)の場合

改正前

西暦奇数年の<u>12月7日</u>から12月22日の間とする。

イ 紙申請(紙の様式を使用した申請、以下同じ)の場合

西暦偶数年の<u>1月23日</u>から<u>1月24日</u>の間とする。

4 (略)

表1(略)

提出書類	摘要	提出方法
1 (略)	(略)	郵送(書面)
2~12 (略)	(略)	郵送(書面)
13 (略)	(略)	郵送(書面)

表 2 (略)

A = (M)				
提出書類	摘要	提出方法		
1 (略)	(略)	郵送(書面)		
2~12 (略)	(略)	郵送(書面)		
13 (略)	(略)	郵送(書面)		

表3(略)

提出書類	摘要	提出方法
1 (略)	(略)	持参(書面)
2~14 (略)	(略)	持参(書面)
15 (略)	(略)	持参(書面)

第2 (略)

4 (略)

(1) (略)

	提出書類	摘	要	提出方法
1	(略)			持参(書面)
2	(略)			持参(書面)

改正後

第1 (略)

1 (略)

(1) (略)

ア 電子申請(ふじのくに電子申請システム (以下「システム」という。)を使用した 申請をいう。以下同じ。)の場合 西暦奇数年の12月5日から12月22日の間と

西暦奇数年の<u>12月5日</u>から12月22日の間とする。

イ 紙申請(紙の様式を使用した申請、以下 同じ。)の場合

西暦偶数年の<u>1月21日</u>から<u>1月22日</u>の間とする。

4 (略)

表 1 (略)

提出書類	摘要	提出方法
1 (略)	(略)	郵送(書
2~12 (略)	(略)	<u>面)又はシ</u> ステムによ
13 (略)	(略)	<u>ろり おによ</u> <u>る電送</u>

表 2 (略)

X 1 (FI)				
提出書類	摘要	提出方法		
1 (略)	(略)	郵送(書		
2~12 (略)	(略)	<u>面)又はシ</u> ステムによ		
13 (略)	(略)	<u> ろ電送</u>		

表3(略)

提出書類	摘要	提出方法
1 (略)	(略)	
2~14 (略)	(略)	持参(書面)
15 (略)	(略)	

第2 (略)

4 (略)

(1) (略)

	提出書類	摘	要	提出方法
1	(略)			持参(書面)
2	(略)			付多(青山)

様式8を次のとおり改める。

様式8

誓 約 書

以下に掲げる者に該当せず、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守することを 誓約します。この誓約に反したことにより資格取消(停止)等の処分を受けても異議は一切申し立てませ か。

また、参加資格確認のため、必要な官公庁への照会を行うことについて、承諾いたします。

- 1 役員等が暴力団員等であると認められる者
- 2 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

年 月 日

静岡県知事 様

所在地又は住所

商号又は名称 代表者の職・氏名

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- ② 労働契約法 (平成19年法律第128号)
- ③ 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- ⑷ 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- (5) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)
- (6) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (7) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (8) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (9) 労働組合法 (昭和24年法律第174号)

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)
- (2) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)
- ⑷ 建設業法 (昭和24年法律第100号)

附則

この告示は、公示の日から施行する。